

# 1月10日は「110番の日」

事件事故などの緊急を要することに遭遇したり、目撃したときは、素早く110番を!

## ①事件か

## 事故か



## ②いつ



## ③場所は? 目標は?



④犯人はどの方向へ?  
人相は? 服装は?  
今の様子は?  
被害状況は?



⑤あなたの住所、氏名  
電話番号は?



## 緊急時 頼れるあなたの110番

## ○110番通報の要領

## ▼何がありましたか?

(泥棒、けんか、交通事故が起きている。など)

## ▼いつのことですか?

(今からどのくらい前に・今起きている。など)

## ▼場所はどこですか?

(町名・番地、目標となる建物、電柱番号など)

## ▼犯人はどうしましたか?

(人相、服装、逃走方向、凶器の有無、車両の特徴)

## ▼被害者はどうなりましたか?(生死の状況、けがの程度など)

## ▼どんな状況ですか?

(事件事故の状況を簡単に説明してください。)

## ▼あなたはだれですか?

(氏名・住所・連絡先・事件事故との関係など)

警察官が質問していきます。

あわてず、落ち着いて、しっかりと話してください。

## ○携帯電話からの110番通報をする場合の注意点

## ▼住所または目印になるものを伝えてください。

## ▼通話中はできるだけ移動しないでください。

## ▼車の運転中は、必ず車をとめてから電話してください。

## ▼耳や言葉の不自由な人は、《FAX110番》0742(27)1110をご利用ください。

## ○緊急の対応を必要としない相談等は#9110(相談専用電話)などを利用してください。

## 安心の警察相談#9110

## ▼この電話は、県民サービス課の警察相談専用電話「ナポくん相談コーナー」に設けられています。

## ▼プッシュ回線 ☎#9110

ダイヤル回線《ゆうてや電話》☎0742(23)1108

## ▼耳や言葉の不自由な人は、《FAX》0742(24)0874をご利用ください。

## ▼電子メールによる相談は、

《アドレス》keisatu@mahoroba.na.jpへお願いします。

■問合先 五條警察署 ☎23・0110

## 有害サイトから子どもを守ろう!

「うちの子に限って!」はありません。ちょっとしたきっかけでいろいろなトラブルに巻き込まれています。子どもの携帯電話の利用について考えましょう。

- ① 携帯電話の危険性を知り子どもに教える。
- ② インターネット機能は必要か考える。
- ③ フィルタリング機能を設定する。
- ④ 利用状況の把握とルールを作成する。

■問合先 青少年センター ☎24・3004

